

3. 定められた法律、条例、規程等を守って活動がなされているかどうかの視点より次の事項を指摘している。

(事業団関係)

(1) 物品の管理手続

規則で定められているにも関わらず、今回監査した施設において、固定資産管理のための台帳は、物品を正確に把握できるようにはなっていない。スケート場内の管理のために作成されている固定資産管理表では、実際の物品に不合意なもののが多数存在した。運動公園の固定資産管理表においては、追加取得や除却廃棄の記録更新が十分になされていない為不一致が発生している。(参照：S 9, P 57)

(2) 会計処理に関する4つの問題点

事業団は民法34条の公益法人に該当し、公益法人会計基準に準拠して会計処理すべきであるが、県の財務規則によって処理している部分がある。公益法人会計基準に準拠し、会計科目の他、賞与引当金、退職給与引当金、未払金の処理等改善すべきである。

(参照：S 13, P 69)

(3) 旅費の事務手続

事業団では、事務局長が出張する場合の命令権者は専務理事、専務理事が出張する場合の命令権者は理事長となっているが、未承認の（承認印のない）出張が散見された。

(参照：S 16, P 74)

(4) 倉庫の無償貸与

公の施設である県営スケート場の倉庫が無償貸付されていたが、財務規則229条・234条に規定された、手続きを取るべきである。(参照：S 17, P 74)

(振興協会関係)

(5) 適法な登記手続の要請

資産総額は毎事業年度終了後登記する必要があるが、振興協会では設立以来登記されていない。また、役員変更登記も未登記になっている。(参照：A 1, P 104)

(6) 理事会機能と理事会議事録

過去5年間において理事会の開催の事実を確認できたのは、前理事長死亡に伴う新理事長選任決議案（登記上必要）だけである。他の理事会については理事会議事録がない。よって、理事会開催の有無、開催されたとしても理事の過半数が出席して、その過半数の議決により適法に成立したのかどうか、議案の内容等が不明である。

定款によれば、理事会議事録には日時、場所、出席理事の氏名、議決事項案を記載することになっており、議事録の作成は不可欠である。（参照：A2, P105）

(7) 基本金の法的根拠

社団法人である振興協会の貸借対照表には、基本財産及び基本金が1,950万円計上されているが、財団法人と異なり社団法人は人の集合体であり、基本財産及び基本金を計上するには定款上に基本財産に関する規定を設ける必要があるが、規定されていない。理事会、社員総会の議事録にもなく、基本金の法的根拠を明確にしておく必要がある。

（参照：A3, P106）

(8) 業務委託に係わる契約方法の選定

振興協会の財務規定において、請負契約は250万円未満の場合は随意契約によることが出来るが、契約価額が250万円を超えている除雪契約について随契によっていた。理由は時間的制約とのことであったが、判例上競争入札に付さない理由は厳密にとらえられており、時間的制約だけでは十分な理由とは言えないと考える。（参照：A4, P107）

(9) 収益事業への人件費等の配賦基準

振興協会では駐車場事業を収益事業として区分経理しているが、事務局次長以下4名の人件費が全て収益事業の人件費として計上されている。このような処理は、論理上「4名が常時駐車場業務に従事していること」が前提となるが、実際は各種の業務に携わっている。収益事業に直接要した費用は、収益事業に直接負担させ、共通費用は合理的な基準で配賦計算すべきである。（参照：A8, P111）

(10) テナント・会議室貸付と収益事業課税

振興協会はテナント貸しや会議室の貸付を行っているが貸付事業による収入は一般会計の収入として認識されており税務申告の対象とはしていない。法人税法上「不動産貸付業」は収益事業として課税対象となっており、再検討が必要である。

（参照：A9, P112）

(11) テナント人居の届出

テナントの入退去は、知事の承認を受けることが規定で定められているが、その手続きが実施されていない。（参照：A10, P112）

(12) 情報公開に関する準備

公益法人の指導監督基準により、平成10年1月以降開始事業年度より情報公開が義務づけられている。振興協会においては何等作成されていないので、閲覧者への対応が不可能である。早急に、情報公開規定を作成し関係書類を備え置くことが必要である。

(参照：A12, P114)

(13) 計算書類に関する6つの問題点

計算書類は、次の事項につき、適切に処理されていない。

- a. 財産目録が貸借対照表と同一であり、財産目録としての機能を果たしていない。
- b. 計算書類及び収支予算書に注記が全く記されていない。
- c. 収支計算書に管理費のみが記載され、事業費の記載がない。
- d. 退職給与引当預金の積立に係わる収支計算書の表示に問題がある。
- e. 正味財産額の年度間の数値に約1千万円の差がある。

(参照：A14, P117)

(14) 会計処理上に関する14の問題点

振興協会の会計処理には、次の点で不適切な処理が見られる。

- a. 規定上実施することになっている減価償却を実施しておらず、約2億円の償却不足がある。従って、貸借対照表の資産が同額過大計上となっている。他方、収益事業に係わる税務申告においては減価償却を行っている。
- b. 退職給与引当金、賞与引当金の計上がなされている。
- c. たな卸資産の計上漏れ、未収入金・現金の誤計上がある。
- d. 具体的使用目的が明確でない特定積立金が1億円ある一方で、テナントに返還義務のある預り金があり、これらを勘案すると預り金見合いの特定積立預金として拘束すべきではないかと考える。
- e. 取引業者の会からの駐車料金は、一般会計ではなく収益事業の収入として特別会計に計上する必要がある。 (参照：A15, P120)

(県立図書館関係)

(15) 県立図書館の美術品の貸出手続

県立図書館所有の美術品貸し出しは、規則に準拠しないでなされたものがあった。H2年10月1日に県営スケート場等に、3点の絵画他の美術品が貸し出されたが、1年限りの貸し出しであるにも関わらず、13年経過している現時点まで更新の手続きなくそのままとなっていた。その結果、スケート場側では借り出された記録もなく、関係者が現状を理解出来ない状況となっていた。また、図書館側もその後のフォローを行っておらず、これは県の財務規則280条に違反している。 (参照：B10, P159)

(16) 県立図書館の備品の管理

ターミナルサーバー、ワープロ等377万円の物品が規則に反し、使用されないまま放置されていた。他部署の利用に供するため、管理換え又は廃棄処分など適切な事後処理をとり、備品管理の適正化を図ることが望まれる。(参照：B 11, P 159)

(三内丸山関係)

(17) 三内丸山に係わる製作品の管理

遺跡関係の活動の1つとしてレプリカ群の製作が行われ、H7年に22百万円、H8年に12百万円、H9年に24百万円がそれぞれ支出されたが、これらは県の財務規則264条に基づき資産計上され、帳簿管理される性質のものと考えられるが、支出時に経費処理されるのみで資産計上されていない。本来の処理に改めるべきである。(参照：C 3, P 173)

(18) 三内丸山の設計変更に伴う契約変更事務

H13年10月19日に入札・落札された18.9百万円の工事が、1ヶ月後78%増加の33.6百万円で契約変更された事例がある。

昭和60年5月27日青監第336号要領によって、代金が30%を超える工事の変更は原則別途契約とすると定められているにもかかわらず、当該処理はこれに反しており、その行動の合理性を立証する書面も見あたらなかった。(参照：C 6, P 176)

(19) 三内丸山の予算統制制度のあり方

事業別に予算化されているにも係わらず、実際の歳出が別の事業に使用されている事例があった。これでは、取りやすい事業で多めの予算を獲得しておき、その後本来必要な事業に転用する可能性もあり、事業毎の予算統制機能が十分に効果を果たすことが期待できない。よって、制度本来の目的が達成されるようなやり方に改めるべきだと考える。(参照：C 8, P 178)

(20) 遺跡標識の石碑の財産区分

遺跡の入り口に独立した石作りの標識があるが、1つは28百万円、もう1つは4百万円の高額な取得価額のものである点を考えると、不動産として処理されているが、実態をより適切に表すような会計処理を考えた場合は、財務規則別表4（264条関係）にある彫刻類に近いものとして処理するのが妥当であると考える。(参照：C 9, P 180)

(21) 三内丸山の物品の管理状況

展示室及び体験学習室内にある物品の中に、財務規則に従った処理及び管理がなされていないものがあり、管理面に不備が見られる。

レプリカの一部が管理資料である在庫報告書と容易に照合できない点、100万円以上のパソコンが在庫報告書に計上されていない点、除却済のプレハブが在庫報告書に計上されている点等、管理の不十分さが見受けられた。(参照：C 10, P 181)

(ビジターセンター関係)

(22) 展示品の取扱

センターには高額な展示物があるが、実態を適切に表すような形で会計処理すべきである。例えば、ブナのレプリカ105百万円、ジオラマ模型12百万円、自然模型13百万円等が、公有財産の台帳には総額で「数量1, 價格691百万円」としてのみ記載されている。

財務規則の本来の趣旨から、それぞれ適切な単位で計上され、管理されるべきものと考える。(参照：D 4, P 193)

(郷土館関係)

(23) 郷土館委託費に含まれる物品の計上

展示替委託業務に関する支出の会計処理について、実態を適切に表すように処理を改めるべきである。

「北方世界の中の青森コーナー」の支出の一部(人件費4.2百万円)が経費処理されているが、物品製作費用の一部として、資産としても計上すべきである。また、「輝いた郷土の先人たち」という展示物においても同種の取扱が見られた。(参照：E 7, P 218)

(24) 郷土館廃棄予定備品等の処理

郷土館内での備品の管理状況を監査したところ、長期間未使用や廃棄予定のものが規則に反し、適切な処理をされないまま放置されているのが見つかった。

(参照：E 8, P 219)

(25) 会計科目の適正表示

免震装置の設置は、業者に委託して設置したとしても物品の購入であり物品購入費で処理すべきであり、現在の処理は不適切である。(参照：E 9, P 220)

4. 経済的な調達を目指す活動がなされているかどうかの視点より、次の事項を指摘している。

(事業団関係)

(1) 委託業務に係わる入札制度の有効性

事業団は清掃業務をはじめ数多くの業務を委託している。指名競争入札による業務委託について、調査した5年間において同一業者が落札し続けているケースが非常に多く見受けられた。個別に業者の入札行動を検討すると不可解な入札状況も観察され、適正な競争原理が機能するよう入札制度の運用に何らかの改善が必要と考えられ、いくつかの改善提案も行っている。 (参照：S 4, P 46)

(2) 警備業務のアウトソーシング

スケート場の警備業務は、臨時職員による人的警備によっている。他方、武道館は警備会社による機械警備によっており、スケート場より武道館の建築面積が広いにも係わらず、コストは武道館の方が3分の1程度で済んでいる。武道館の事例を参考に、スケート場への機械警備利用可能性追求を検討すべきである。 (参照：S 14, P 72)

(3) スケート場の貸靴等委託業務

貸靴委託業務の中に貸靴の補充費が約5百万円（年間600足）計上されている。これは過去の入場者数を前提とした積算に基づいているが、利用者数が著しく減少している状況等からして過去の実績より当年度実績値に基づき積算した方が経済合理性に叶うものと考えられる。 (参照：S 15, P 73)

(振興協会関係)

(4) 指名競争入札の参加者資格要件

指名競争入札への参加者の資格は、契約の種類に応じあらかじめ定めることになっているが文書化はされてはいない。慣行として、青森市内に本社があり、県の競争入札参加資格者名簿、等級格付△の者を対象にしているが「青森市に本社がある」等の制約条件が適正な競争原理を阻害しないかを検討し、規定を作る必要がある。

(参照：△5, P 108)

(5) 入札手続きにおける参考見積の徵収

入札予定価格の参考とするため業者から参考見積を徵収しているが、徵収業者が1社で、その業者が予定価格の98%～99%を超える落札価額で落札しているケースが散見される。適正な競争を促進するためには指名業者の全てから徵収する等、公平性が保たれる必要がある。 (参照：A6, P109)

(6) 入札結果検証制度の整備

振興協会の入札結果をみると、特定の業者が長期間にわたり落札しており、落札価額が予定価額に非常に近く、予定価額以下で入札しているのは1社だけという状況が続いている。競争入札制度が有効に機能していないと認められる場合には、その判断基準、対応マニュアル等を定め運用することが必要である。 (参照：A7, P110)

(県立図書館関係)

(7) 委託業務の指名競争入札

競争入札手続が個々には法に準拠しているにしても、調査をした過去5年間について同一業者が落札を続けていたり(5業務)、予定価格の算定上、情報収集・検討が十分に行われているとは言い難い状況があり、結果として高額な業務委託が行われていたものと推測される。 (参照：B8, P156)

(三内丸山関係)

(8) 委託業務における予定価格の算定

三内丸山では、体験学習の指導をボランティア団体に業務委託している。委託料の算定は、前年の利用者数の実績値によることになっているが、その算定は実績に準拠していなかった。実績値を正確に把握し、業務委託すべきである。

(参照：C4, P174)

(9) 委託業務の指名競争入札

入札手続上は適切なのであろうが、次のような結果が出ている。

- ・同一業者が5年間連續落札している事例が5件あった。
- ・13年度の5業務についての落札率は、90～99.88%と高いものであった。

競争原理が有効に働いているのか疑問が持たれる。(参照：C5, P175)

(10) 低入札価格調査制度の適用

H13年8月20日に12社の指名競争入札がなされ、その内の3社が予定価格の80%未満（35百万円前後）になったことで入札から無効にされ、4番目の42百万円の業者が落札した。しかし、H13年10月1日青監883号で5千万円以上の工事については、上記のような状況の場合には予定価格の妥当性を再検討する低入札価格調査制度の適用が要望されている。この制度を、上記のような5千万円以下の工事にも適用しより最小コストでの社会資本形成に役立つようにすべきではないかと考える。（参照：C7, P177）

(ビジターセンター関係)

(11) 入札時におけるアフターコストの検討

ビジターセンターには初期投資額6億円（設備3億円、映像ソフト3億円）の超大型映像施設があるが、その後補修維持のため高額なコストが発生していく仕組みになっている。例えば、H13年度に機器補修料として11百万円、フィルムの焼き増し料金として5.6百万支出している。このように高額なアフターコストが不可避的に発生し、委託・発注先を拘束されるような取引環境の中でコストを押さえるためには、初期投資発注の段階でアフター業務コストの発生額を抑制するような入札制度が望まれる。

（参照：D1, P186）

(12) 隨意契約による予定価格の役割

ビジターセンターでの需用費・役務費などの契約・発注に当たって、予定価格算出にあたり見積提出業者に相談する等の行動が行われてきたこととの関連か、予定価格と契約金額が完全に一致するという取引例が多く見受けられた。経済性確保をねらった予定価格制度の趣旨を十分に勘案し、効果的に運用すべきである。（参照：D2, P188）

(13) 清掃業務委託契約

過去3年間、清掃業務の入札は6社の指名業者間で行われてきており、その結果として、特定の会社が99.6%の高い確率で落札してきている。我々が青森市内の清掃業者を調べた限りでは、その他に一定量の業者群が存在していることが分かった。今後、業者数を増やし、より競争的な状況で入札が行われるようにすべきである。また、ビジターセンターの非常勤職員の平均給与水準と比べ、清掃業務委託費のコスト水準は少し高く推移している。利用客数に大きな季節変動があることを踏まえ、冬期間清掃業務の委託量を調整することを検討すべきかと考える。（参照：D3, P190）

(郷土館関係)

(14) 郷土館委託費の指名競争入札

清掃業務：H9年～13年までの5年間同一業者がずっと落札してきている。落札業者以外の業者の見積りは、落札失敗にもかかわらず、その後の年度で入札価格を引き上げてきている。

空気調和機器運転等業務：

清掃業者と同じ4社が入札に5年間参加しており、落札業者は、上記の落札清掃業者と同じ業者で5年間ずっと変りがない。

警備業務：H9年～13年まで5年間同一業者が落札している。他の落札に失敗した業者は、失敗にも関わらず翌年から入札価格を引き上げてきている。

(参照:E 5, P 212)